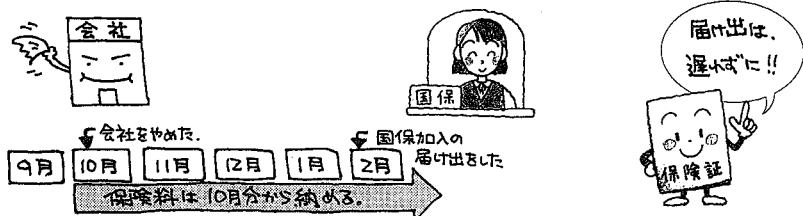


問：4ヶ月前に会社をやめたのですが、国保に加入する手続きをすっかり忘れていました。今月中に手続きしようと思いますが、保険料は今月分から納めればいいのですか？

答：いいえ、違います。保険料は資格が発生した月分より納入しなければなりません。ですからこの場合にも、会社をやめた日の翌日から国保加入者としての資格が発生していますので、その時点までさかのぼって保険料を納入しなければならないことになります。

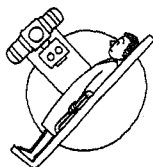


また、社会保険などに加入して国保をやめる際にも届け出が必要となります。届け出をしないと、いつまでも国民健康保険料の請求がいたり、誤って国保の保険証で受診した分の医療費を返還しなければならない場合があります。

加入・脱退の届け出は、忘れることなく早めに手続きしましょう。

問：定年になってからは特に健康診断も受けていないので何となく不安です。そこで一度人間ドックに入りたいのですが、何か補助がありますか？

答：新津市では、国民健康保険に加入している満35歳以上の方を対象に、人間ドックの健診費用の3分の2を助成しています。希望される方は印鑑と保険証を持参し、市役所2番窓口で申請してください。ただし、受診できる医療機関や方法に制限があります。



4月からの保険料は 暫定料金です

平成10年度の保険料は平成9年中の所得等により算定されますが、所得が確定し、保険料の料率が決定するまでの3ヶ月間、4・5・6月の国民健康保険料は暫定料金となります。

暫定料金は平成9年度の3月分と同額、もしくは年額の12分の1相当額となります。

平成10年度より新たに加入される方は平成9年度の料率で計算した金額を暫定料金として納めていただきます。

納め忘れは ありませんか？

年度末を迎えますので、平成9年度の保険料は3月31日までに納付しましょう。

もし納付書をなくされた方は再発行しますので、ご連絡下さい。



■ 其他のお問い合わせは下記まで ■

新津市保険年金課保険給付係 ☎24-2111 内線135・136